



埼玉県報

第4号
令和元年(2019年)
5月17日
金曜日

目次

告示

- 埼玉県議会臨時会の招集（財政課）
- 電子入札共同システム稼働環境提供業務委託に関する契約の相手方等の公示（入札審査課）
- 電子入札共同システム運用管理業務委託に関する契約の相手方等の公示（入札審査課）
- 次期電子入札共同システム構築業務委託に関する契約の相手方等の公示（入札審査課）
- 県政広報テレビ番組制作・放送業務に関する契約の相手方等の公示（広聴広報課）
- 県政広報ラジオ番組制作・放送業務に関する契約の相手方等の公示（広聴広報課）
- 令和元年度登録販売者試験の実施（保健医療政策課）
- 埼玉県製菓衛生師試験の実施（保健医療政策課）
- 埼玉県出張理美容師衛生講習の指定（生活衛生課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 清算法人江ヶ崎・実ヶ谷土地改良区の役員退任届（春日部農林振興センター）
- 清算法人江ヶ崎・実ヶ谷土地改良区の清算人就任届（春日部農林振興センター）
- 埼玉県農業災害対策特別措置条例に規定する特別災害の告示（農業支援課）
- 南畑土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更の認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業における保留地処分に係る公告（八潮新都市建設事務所）
- 県道熊谷館林線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 県道熊谷館林線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）
- 令和元年度埼玉県労働委員会あっせん員候補者の氏名等の公示（審査調整課）

告 示

埼玉県告示第二十一号

次の事件について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第一項の規定により、令和元年五月二十四日に埼玉県議会臨時会を招集する。

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

付議する事件

- 一 埼玉県議会議長を選挙することについて
- 二 埼玉県議会副議長を選挙することについて
- 三 埼玉県議会常任委員会委員を選任することについて
- 四 埼玉県議会議会運営委員会委員を選任することについて
- 五 埼玉県議会特別委員会を設置することについて
- 六 埼玉県議会特別委員会委員を選任することについて
- 七 議員のうちから選任される埼玉県監査委員について同意を求めることについて
- 八 埼玉県浦和競馬組合議会議員を選挙することについて
- 九 彩の国さいたまづくり広域連合議会議員を選挙することについて

告 示

埼玉県告示第二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
電子入札共同システム稼働環境提供業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部入札審査課システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3丁目19番2号
- 5 契約金額
44,111,660円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第二十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
電子入札共同システム運用管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部入札審査課システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額
50,737,320円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第二十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
次期電子入札共同システム構築業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部入札審査課システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額
35,380,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第二十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
県政広報テレビ番組制作・放送業務2番組
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県県民生活部広聴広報課テレビ・ラジオ・広報紙担当 埼玉県さいたま市
浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社テレビ埼玉 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目36番4号
- 5 契約金額
124,367,921円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1
項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
県政広報ラジオ番組制作・放送業務 1 番組
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県県民生活部広聴広報課テレビ・ラジオ・広報紙担当 埼玉県さいたま市
浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成 31 年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エフエムナックファイブ 埼玉県さいたま市大宮区錦町 682 番地 2 J
ACK大宮
- 5 契約金額
36,468,938 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1
項第 1 号に該当

告示

埼玉県告示第二十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の八第一項の規定により、登録販売者試験を次のとおり行う。

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 試験期日及び場所

試験期日	試験場所
令和元年九月八日（日）	獨協大学（埼玉県草加市学園町一番一号）

二 試験科目

- イ 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- ロ 人体の働きと医薬品
- ハ 主な医薬品とその作用
- ニ 薬事に関する法規と制度
- ホ 医薬品の適正使用と安全対策

三 受験手続

イ 提出書類

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百五十九条の五第一項に規定する申請書

ロ 試験手数料

一万五千円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 提出期間及び提出方法

令和元年六月十二日（水）から六月二十八日（金）まで
埼玉県登録販売者試験センター（柏郵便局私書箱五十号）宛の簡易書留によること。なお、提出期間最終日までの消印のあるものに限る。

四 合格発表

イ 埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前に掲示

令和元年十月八日（火）午前十時から同年十月九日（水）午後五時まで
埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

令和元年十月八日（火）午前十時から同年十一月七日（木）午後五時まで

告示

埼玉県告示第二十八号

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。）第四条第一項の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり行う。

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 試験の期日及び場所

試験期日	試験場所
令和元年八月八日（木）	埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目五番十四号 さいたま共済会館

二 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学並びに製菓理論及び実技

三 受験資格

法第五条各号に掲げる者又は法附則第二項若しくは第三項に規定する者

四 受験手続

イ 提出書類

製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年埼玉県規則第五十四号）第二条に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

九千六百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 提出期間及び提出方法

令和元年六月六日（木）から六月二十日（木）まで

埼玉県製菓衛生師試験センター（柏郵便局私書箱五十号）宛の簡易書留によること。なお、提出期間最終日までの消印のあるものに限る。

五 合格発表の場所及び期間

イ 埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前に掲示

令和元年九月十九日（木）午前十時から同年九月二十日（金）午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

令和元年九月十九日（木）午前十時から同年十月十八日（金）午後五時まで

告 示

埼玉県告示第二十九号

理容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十三号）第七条及び美容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十四号）第七条の規定による出張理美容師衛生講習として次のとおり指定した。

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 講習の主催者

埼玉県知事 上田 清司

二 講習日程及び講習会場

イ 令和元年九月三日

埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

ロ 令和元年十一月十四日

埼玉県朝霞市青葉台一丁目十番五号

埼玉県朝霞保健所

ハ 令和二年一月三十一日

埼玉県川口市前川一丁目十一番一号

埼玉県南部保健所

告 示

埼玉県告示第三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

吉川きよみ野ショッピングプラザ

埼玉県吉川市きよみ野四丁目一番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社新都市ライフ 代表取締役 古屋雅弘

東京都新宿区西新宿六丁目五番一号

（変更後）株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 安達勝

東京都新宿区西新宿六丁目八番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社コモディイイダ 代表取締役 松澤志一

東京都北区滝野川七丁目二十七番十四号 外 計二者

（変更後）株式会社コモディイイダ 代表取締役 岩崎吉春

東京都北区滝野川七丁目二十七番七号 外 計二者

ハ 変更年月日

平成二十九年六月二十八日外

ニ 届出年月日

平成三十一年四月二十三日

二 縦覧期間

令和元年五月十七日から令和元年九月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年五月十七日から令和元年九月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

パトリア桶川

埼玉県桶川市若宮一丁目百一番地五十六

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社新都市ライフ 代表取締役 古谷雅弘

東京都新宿区西新宿六丁目八番一号

（変更後）株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 安達勝

東京都新宿区西新宿六丁目八番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社東武ストア 代表取締役 丹羽茂美

東京都板橋区上板橋三丁目一番一号 外 計二十七者

（変更後）株式会社東武ストア 代表取締役 土金信彦

東京都板橋区上板橋三丁目一番一号 外 計二十九者

ハ 変更年月日

平成三十一年三月一日外

ニ 届出年月日

平成三十一年四月二十三日

二 縦覧期間

令和元年五月十七日から令和元年九月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年五月十七日から令和元年九月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

北鴻巣ショッピングプラザ

埼玉県鴻巣市赤見台一丁目十二番十八号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社マミーマート 代表取締役 岩崎悦久

埼玉県東松山市本町二丁目二番四十七号 外 計二者

（変更後）株式会社マミーマート 代表取締役 岩崎裕文

埼玉県東松山市本町二丁目二番四十七号 外 計二者

ハ 変更年月日

平成二十八年三月一日

ニ 届出年月日

平成三十一年四月二十三日

二 縦覧期間

令和元年五月十七日から令和元年九月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年五月十七日から令和元年九月十七日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

片倉フィラチャー

埼玉県熊谷市本石二丁目百三十五番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）片倉工業株式会社

代表取締役社長 佐野公哉

東京都中央区明石町六番四号

（変更後）片倉工業株式会社

代表取締役社長 上甲亮祐

東京都中央区明石町六番四号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役 村井正平

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計二十三者

（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計九者

ハ 変更年月日

平成三十一年三月二十八日外

ニ 届出年月日

平成三十一年四月二十五日

二 縦覧期間

令和元年五月十七日から令和元年九月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年五月十七日から令和元年九月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー所沢有楽町店

埼玉県所沢市有楽町六百六十九番地外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和元年十二月十九日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千八百四十五平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五三台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一二三平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三三立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設① 午前六時から午後十時

荷さばき施設② 午前六時から午前八時四十五分

ト 届出年月日

平成三十一年四月十八日

二 縦覧期間

令和元年五月十七日から令和元年九月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年五月十七日から令和元年九月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンレイクタウン

埼玉県越谷市レイクタウン三丁目一番地一、四丁目一番地一、四丁目二番地

二

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 池谷幹男

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

（変更後）三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 池谷幹男

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

ハ 変更年月日

平成三十一年三月一日

ニ 届出年月日

平成三十一年四月二十六日

二 縦覧期間

令和元年五月十七日から令和元年九月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年五月十七日から令和元年九月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンレイクタウン

埼玉県越谷市レイクタウン三丁目一番地一、四丁目一番地一、四丁目二番地

二

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 九二二三台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 九二二三台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 二五か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 二四か所 位置 図面省略

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）A街区（KAZE街区）・B街区（MORI街区） 午前六時から翌午前一時

ら翌午前一時

OUTLET敷地隣接隔地駐車場 午前六時から翌午前一時

D街区（OUTLET街区） 午前八時から翌午前零時

（変更後）A街区（KAZE街区）・B街区（MORI街区） 午前六時から翌午前一時

ら翌午前一時

D街区（OUTLET街区） 午前八時から翌午前零時

ハ 変更年月日

令和元年十二月二十七日

ニ 届出年月日

平成三十一年四月二十六日

二 縦覧期間

令和元年五月十七日から令和元年九月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年五月十七日から令和元年九月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
清算法人江ヶ崎・実ヶ谷土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所につ
いて、次のとおり届出があった。

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住	所
理事	新井孝作	埼玉県蓮田市大字江ヶ崎千番地一	
同	新井茂	同	八百十八番地
同	石井忠義	同	千七百六十二番地一
同	石井勉	同	千五百六十一番地
同	小川勇	同	千八百四十番地一
同	小川修	同	二千六十番地三
同	小川久雄	同	二千六十八番地
同	福島榮	同	千二十一番地
同	松島政男	同	千八百十七番地
同	矢島正弘	同	千百三十四番地
同	石川邦夫	同	千九百五十八番地二
同	石井敏雄	白岡市実ヶ谷八百六十九番地	
同	齋藤佳文	同	岡泉六百七十番地
同	利根川英夫	同	同 四百九十七番地
同	横田保男	同	実ヶ谷三百六十八番地

告示

埼玉県告示第三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、解散認可した清算法人江ヶ崎・実ヶ谷土地改良区から清算人に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上田清司

清算人の氏名及び住所	氏名	住所
	新井 孝作	埼玉県蓮田市大字江ヶ崎千番地一
	新井 茂	同 同 八百十八番地
	石井 忠義	同 同 千七百六十二番地一
	石井 勉	同 同 千五百六十一番地
	小川 勇	同 同 千八百四十番地一
	小川 修	同 同 二千六十番地三
	小川 久雄	同 同 二千六十八番地
	福島 榮	同 同 千二十一番地
	松島 政男	同 同 千八百十七番地
	矢島 正弘	同 同 千百三十四番地
	石川 邦夫	同 同 千九百五十八番地二
	石井 敏雄	白岡市実ヶ谷八百六十九番地
	齋藤 佳文	同 岡泉六百七十番地
	利根川 英夫	同 同 四百九十七番地
	横田 保男	同 同 実ヶ谷三百六十八番地

告 示

埼玉県告示第三十九号

令和元年五月四日の降ひよによる災害を令和元年五月十七日、埼玉県農業災害対策特別措置条例（昭和五十三年埼玉県条例第十四号）第三条第一項の特別災害として指定した。

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を令和元年五月十四日認可した。

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

南畑土地改良区

二 事務所の所在地

富士見市

告 示

埼玉県告示第四十一号

平成三十年埼玉県告示第八百九号で公示した公共測量は、平成三十一年三月二十九日終了した旨測量計画機関である吉川市吉川中央土地区画整理組合から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第四十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇一七―四十二―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県草加市谷塚上町字立野二百七十一番一他

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千八百三十二・七三立方メートル

告示

埼玉県告示第四十三号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成十八年埼玉県告示第八百三号）第九条の規定により、公募による抽選の方法による保留地の処分について、次のとおり公告する。

令和元年五月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 保留地の位置、地積及び予定価格

イ 保留地番号百五十六

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業五街区十一画地（八潮市大字大曾根百七十五番一外）

(2) 地積

百四十二・三七平方メートル

(3) 予定価格

千九百九十三万千八百円

ロ 保留地番号百五十七―一

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業二十一街区三画地（八潮市大字大原六百三十一番一）

(2) 地積

三百九十二・一七平方メートル

(3) 予定価格

五千百三十七万四千二百七十円

ハ 保留地番号百五十七―二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業二十一街区二十画地（八潮市大字大原六百三十一番一外）

(2) 地積

三百・一七平方メートル

(3) 予定価格

三千百二十一万七千六百八十円

ニ 保留地番号百五十七―三

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業二十一街区二十一画地（八潮市大字大原六百三十一番一外）

(2) 地積

二百四十・一七平方メートル

(3) 予定価格

二千七百八十五万九千七百二十円

ホ 保留地番号百五十七―四

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業二十一街区二十二画地（八潮市大字大原六百三十一番二外）

(2) 地積

百七十三・一七平方メートル

(3) 予定価格

二千三百五十五万千二百二十円

ヘ 保留地番号百二―一及び百二―二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業六十九街区一画地（八潮市大字圀五百二十四番五外）及び六十九街区二十画地（八潮市大字圀五百二十四番八外）

(2) 地積

百六十八・一五平方メートル

(3) 予定価格

二千四百二十一万三千六百円

ト 保留地番号百二―三及び百二―四

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業六十九街区十九画地（八潮市大字圀五百二十四番四外）及び六十九街区二十一画地（八潮市大字圀五百二十四番四）

(2) 地積

二百六十七・三四平方メートル

(3) 予定価格

三千七百十六万二百六十円

チ 保留地番号百二―五、百二―六及び百二―七

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業六十九街区二十二画地（八潮市大字
字坊五百二十四番五外）、六十九街区二十三画地（八潮市大字坊五百二十四
番四外）及び六十九街区二十四画地（八潮市大字坊五百二十四番四）

(2) 地積

二百十七・二六平方メートル

(3) 予定価格

二千三百六十八万三千四百四十円

リ 保留地番号百二―八及び百二―九

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業六十九街区二十五画地（八潮市大
字坊五百二十四番五外）及び六十九街区二十六画地（八潮市大字坊五百二十
四番八外）

(2) 地積

百九十・〇四平方メートル

(3) 予定価格

二千六百三万五千四百八十円

又 保留地番号百二―十、百二―十一及び百二―十二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業六十九街区二十七画地（八潮市大
字坊五百二十四番五外）、六十九街区二十八画地（八潮市大字坊五百二十四
番四外）及び六十九街区二十九画地（八潮市大字坊五百二十四番四外）

(2) 地積

二百十七・二七平方メートル

(3) 予定価格

二千三百六十八万二千四百三十円

ル 保留地番号百二―十三及び百二―十四

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業六十九街区三十画地（八潮市大字
坊五百二十四番五外）及び六十九街区三十一画地（八潮市大字坊五百二十四
番十一外）

(2) 地積

百九十・〇〇平方メートル

(3) 予定価格

二千六百四十一万円

ヲ 保留地番号百二十一十五、百二十一十六及び百二十一十七

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業六十九街区三十二画地（八潮市大字坊五百二十五番一外）、六十九街区三十三画地（八潮市大字坊五百一番一外）及び六十九街区三十四画地（八潮市大字坊五百一番一外）

(2) 地積

二百十七・二五平方メートル

(3) 予定価格

二千三百六十八万二百五十円

ワ 保留地番号百二十一十八及び百二十一十九

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業六十九街区三十五画地（八潮市大字坊五百番一外）及び六十九街区三十六画地（八潮市大字坊五百番二外）

(2) 地積

百八十九・九六平方メートル

(3) 予定価格

二千六百二万四千五百二十円

カ 保留地番号百六十三

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百五十三街区四画地（八潮市大字大瀬四百三番一外）

(2) 地積

百五十三・五二平方メートル

(3) 予定価格

二千二百五十六万七千四百四十円

二 抽選に参加する者に必要な資格

イ 建築物の建築の用に供する目的で取得しようとする者であること。ただし、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する工業地域に存する保留地に係る抽選に参加する場合には、この限りでない。

ロ 次のいずれかに該当する者でないこと。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

(2) 抽選の公正な執行を妨げた者

(3) 未成年者

(4) 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条の規定による更生手

続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

(5) 次の(一)から(三)までのいずれかに該当し、その事実があった後二年を経過していない者

(一) 契約者が契約を履行することを妨げた者

(二) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(三) (一)又は(二)のいずれかに該当する事実があった後二年を経過していない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(6) 都道府県税（都道府県民税、法人都道府県民税、個人事業税又は法人事業税）の滞納がある者

(7) 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程で定める方法により契約代金を支払うことができない者

(8) 契約者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は埼玉県暴力団排除条例（平成二十三年埼玉県条例第三十九号）第三条第二項に規定する暴力団関係者と認められる者

三 抽選参加申込み受付の期間及び場所

イ 期間

(1) 郵送受付期間 令和元年五月二十九日（水）から同年六月七日（金）まで（消印有効）

(2) 窓口受付期間 令和元年五月三十一日（金）から同年六月十日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前九時から午後五時まで

ロ 郵送・窓口受付の場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

四 抽選の日時及び場所

イ 日時

令和元年六月十五日（土）午前十時三十分

ロ 場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

五 その他

イ 抽選参加要領及び抽選参加申込書は、TX八潮駅西宅地販売センターにおいて配布する。

なお、郵送を希望する者は、同センター（電話〇一二〇―八四―二四四一）に請求すること。

ロ 抽選に関し不明な点は、埼玉県八潮新都市建設事務所（電話〇四八―九九八―四五四五）に問い合わせること。

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年五月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年五月十七日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大 山 裕

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 熊谷館林線

三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>熊谷市新島字戸井下二〇番三地先 から 同市肥塚字道河原上一四〇五番一地先 まで</p>	<p>熊谷市筑波一丁目一二二番地先 から 同市肥塚字道河原上一四〇五番一地先 まで</p>		<p>区 間</p>
<p>一七・八〇〃八九・三五</p>	<p>一五・九四〃五二・四〇</p>		<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三八七〇・〇〇</p>	<p>二二五一五・〇〇</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
<p>平成二十四年十一月三十日付 け埼玉県熊谷県土整備事務所 長告示第三十二号の道路予定 区域の一部変更である。新 A の 一部は熊谷市に引継ぐ予定。</p>			<p>備 考</p>

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年五月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年五月十七日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大 山 裕

熊谷館林線	路線名
熊谷市新島字戸井下二〇番三地先 から 同市肥塚字道河原上一四〇五番一地先 まで	供用開始の区間
令和元年五月二十日 (午後二時)	供用開始の期日
令和元年五月十七日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示 第一号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長三八七〇・〇〇メートル	備考

告 示

埼玉県選管告示第三号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和元年五月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 令和元年五月二十一日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 第二十五回参议院議員通常選挙について

イ 埼玉県議会議員一般選挙における当選の効力に関する異議の申出について

ウ その他

告 示

埼玉県労働委員会告示第一号

当委員会は、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づき、令和元年度あっせん員候補者に次の者を委嘱したので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により公示する。

令和元年五月十七日

埼玉県労働委員会会長 今 井 眞 弓

(平成 31 年 4 月 24 日現在)

氏名	現職	主要経歴
今井 眞弓	弁護士 埼玉県労働委員会公益委員	埼玉県建設工事紛争審査会委員 (現)
清水 邦夫	埼玉県建設工事紛争審査会委員 埼玉県労働委員会公益委員	埼玉県危機管理防災部長
青木 孝明	弁護士 埼玉県労働委員会公益委員	さいたま家庭裁判所家事調停委員 (現)
甲原 裕子	弁護士 埼玉県労働委員会公益委員	さいたま家庭裁判所家事調停委員 (現)
向田 正巳	駒澤大学法学部准教授 埼玉県労働委員会公益委員	九州国際大学法学部助教授
持田 明彦	自治労埼玉県本部中央執行委員長 埼玉県労働委員会労働者委員	自治労小川町職員労働組合委員長
近藤 嘉	日本労働組合総連合会埼玉県連合会会長 埼玉県労働委員会労働者委員	自動車総連埼玉地協議長
畔上 勝彦	自治労連埼玉県本部中央執行委員長 埼玉県労働委員会労働者委員	埼玉県職員組合教育局支部執行委員長
谷内 聡	JAM北関東執行委員長・JAM埼玉会長 埼玉県労働委員会労働者委員	ボッシュ労働組合執行委員長 (現)
大谷 誠一	埼玉県電力関連産業労働組合総連合会長 埼玉県労働委員会労働者委員	東京電力労働組合埼玉地区本部執行委員長 (現)
平石 正治	有限会社乾特殊鑄造所代表取締役 埼玉県労働委員会使用者委員	川口鑄物工業協同組合業務委員長 (現)
廣澤 健一	一般社団法人埼玉県経営者協会常務理事・事務局長 埼玉県労働委員会使用者委員	株式会社埼玉りそな銀行秩父支店長
芦葉 武尊	株式会社芦葉建設代表取締役 埼玉県労働委員会使用者委員	埼玉県商工会青年部連合会会長
木村 謙一	むさし証券株式会社会長 埼玉県労働委員会使用者委員	株式会社埼玉りそな銀行取締役常務執行役員経営管理部担当
中村 元信	日東商事株式会社取締役社長 埼玉県労働委員会使用者委員	株式会社武蔵野銀行常務取締役
奥山 秀	埼玉県労働委員会事務局長	
吉田 雄一	埼玉県労働委員会副事務局長兼審査調整課長	
安永 陽子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	
野口 尚	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	
奥野 はるか	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	
増井 望未	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	
古庄 桃子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	
宮地 博昭	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主査	